

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 貝 塚 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和4年10月20日（木）午後1時30分から 午後2時45分までの間	
開催場所	大阪府貝塚警察署 3階講堂	
出席者	委 員	芳本会長 西田副会長 塔筋委員 蓮池委員 中島委員 甘佐委員 柳生委員 菊野委員 田代委員 丸小野委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 会計課長 生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長 犯罪抑止戦略官（刑事課長代理） 広聴相談係長
議 事 概 要	<p>1 会長あいさつ 皆様の御推薦で、貝塚警察署協議会の会長に推薦していただきました。力の限りやっていきたいと思っておりますので、よろしく御協力の程、お願いいたします。</p> <p>2 署長あいさつ 本日は皆様、誠に忙しい中お集まりいただき、本当にありがとうございます。 また、皆様におかれましては、平素は警察業務各般にわたり、深い御理解と御協力を賜りまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。 さて、当協議会でございますが、2年10か月ぶりの開催となります。この後、当署の活動等について、担当課長から説明をさせていただきますが、引き続き長引く災禍の中ではございますが、これからも署員一丸となりまして、「安全なまち貝塚」の確立を目指して、警察活動に邁進していく所存でございますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。 本日の会議で委員の皆様からいただいた御意見を当署の今後の警察業務に活かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 本日御出席の皆様の御健勝と御多幸を心よりお祈り申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。</p> <p>3 業務概要説明 (1) 総務課 警察官の採用について (2) 会計課 拾得物の取扱いについて (3) 生活安全課 貝塚市内の子供・女性被害状況について</p>	

議事概要

- 貝塚市内の少年非行状況について
- 貝塚署の特殊詐欺被害防止対策について
- (4) 地域課
 - 地域の日常生活の安全と平穩の確保について
 - 地域に即した地域安全活動の推進について
 - 地域警察におけるセキュリティの強化について
- (5) 刑事課
 - 特殊詐欺の現状と貝塚署管内での発生状況等について
 - 貝塚署管内での重要事件の発生状況について
 - 貝塚署管内での薬物犯罪の状況について
- (6) 犯罪抑止戦略室
 - 大阪重点犯罪及び発生状況について
- (7) 交通課
 - 貝塚市内における交通事故の概況について
- (8) 警備課
 - 令和4年の貝塚署警備出動について

4 議事

- (1) ペダルを踏まずに走る電動自転車等について

【委員】

ペダルを踏まなくても原付より速く走っている自転車があると思います。

そのような自転車の規定とか法律等はないのでしょうか。

【警察】

委員がお示しの車両は、我々が通称で「ペダル付き原付」と呼んでおり、これと電動キックボード等については、定格出力に基づき、0.6キロワット以下ですと原付、20キロワット以下ですと普通自動二輪、それ以上でしたら大型自動二輪という種別分けになり、現行法上は、どれだけ低い出力であったとしても、最低でも原付の運転免許が必要になります。

そして、原付扱いですので、ナンバープレートの取付け、ヘルメットの着用、自賠責保険の加入、保安基準に適合したウインカー等の各種装備が必要になります。

このような電動車両を運転する場合、乗っているだけで運転免許証が必要です。

しかし、道路交通法が令和4年4月に改正され、今後2年以内に施行されますが、これらの電動車両のうち、一定の条件を満たし特定小型原動機付き自転車と認められた場合につきましては、運転できるのは16歳以上であることには変わりはありませんが、運転免許は必要なくなります。

最後に、現在、これらの電動車両に対する当署の取組としまして、本部と連携し、特化した取締りを実施しているところです。

- (2) 拾得物の取扱について

【委員】

議 事 概 要	<p>拾得物の件数と点数の違いはなんですか。 返還も10分の1程度しかされていません。 拾得物の保管期限や、期限が切れた後はどのような手続きになるのですか。</p> <p>【警察】</p> <p>まず、件数についてですが、トイレトペーパーを落とした、財布を落とした等という警察への届出が1件という扱いになります。</p> <p>しかし、財布の中には、キャッシュカードやクレジットカード、現金等が在中しており、それらの合計が点数になります。</p> <p>件数上の返還はすごく少ないように思われるかもしれませんが、点数上は、令和3年中に当署で受理した拾得物約18,880点のうち約11,000点、現金は約1,400万円のうち約1,100万円を返還しております。</p> <p>そして、一般的な拾得物については、遺失物法に定められた期間が経過しても所有者等が判明しない場合、その所有権は都道府県に帰属されますので、当府警で管理するものは、最終的に大阪府の所有物となります。</p>
---------	---